

エアドロップ規約

利用者が、Adam byGMO上で行われるエアドロップを利用するには、この規約(以下「本個別規約」といいます。)をご確認の上、本個別規約に同意いただく必要があります。

第1条 (適用範囲)

本個別規約は、Adam byGMO上で行われるエアドロップに関する取扱いについて定めるものです。本個別規約に定めがない事項は、Adam byGMO利用規約の規定を適用又は準用します。

第2条 (定義)

本個別規約において使用する用語の意義は、Adam byGMO利用規約に従う他、以下に定める とおりとします。

- (1) 「本個別規約」とは、このエアドロップ規約をいいます。
- (2) 「エアドロップ」とは、1次出品者が、Adam byGMO上において、利用者に対し、アイテムの保有権及びその作品のコンテンツ利用権を配布することをいいます。
- (3) 「プレゼント・エアドロップ」とは、エアドロップのうち、利用者がチケットを利用せずに受け取ることができるものをいいます。
- (4) 「チケット・エアドロップ」とは、エアドロップのうち、利用者がチケットを利用しなければ受け取ることができないものをいいます。
- (5) 「エアドロップチケット」とは、利用者がチケット・エアドロップを受ける権利を表章した電子チケットをいいます。
- (6) 「エアドロップ有償チケット」とは、エアドロップチケットのうち、利用者が有償で購入するものをいいます。
- (7) 「エアドロップ無償チケット」とは、エアドロップチケットのうち、利用者は無償で配布されるものをいいます。

第3条 (プレゼント・エアドロップ)

1. プレゼント・エアドロップを受け取ることができるのは、Adam byGMOのユーザーアカウントを保有している利用者に限ります。
2. 利用者は、特段の定めがない限り、プレゼント・エアドロップ1種類ごとに、エアドロップ1回を超えて受けることができません。
3. プレゼント・エアドロップでは、エアドロップチケットを利用することはできません。

第4条 (チケット・エアドロップ)

1. チケット・エアドロップを受け取ることができるのは、Adam byGMOのユーザーアカウントを保有している利用者に限ります。
2. 利用者は、特段の定めがない限り、チケット・エアドロップ1種類ごとに、エアドロップチケット1枚を超えて利用することができません。

第5条 (エアドロップチケットの利用等)

1. エアドロップチケットを利用することができるのはチケット・エアドロップに限られ、プレゼント・エアドロップではエアドロップチケットを利用できません。
2. エアドロップチケット1枚の利用により、エアドロップ1回を受けることができます。但し、別段の定めがある場合はこの限りではありません。
3. 利用者につき、以下の各号に掲げる事項のいずれかに該当した場合、利用者が購入したエアドロップチケットは失効し、ご利用できなくなります。この場合、エアドロップチケットの残枚数にかかわらず、払戻し又は返金には応じられません。
 - (1) 利用者のユーザーアカウントが理由の如何を問わず削除された場合
 - (2) 利用者が保有するエアドロップチケットの有効期限が経過した場合(利用者のユーザーアカウントが当社によって停止され、当該停止中に有効期限が経過した場合を含む。)

第6条 (エアドロップ無償チケットの利用)

1. エアドロップ無償チケットの配布を受け取ることができるのは、ユーザーアカウントを保有している利用者に限ります。
2. 利用者は、配布を受けたエアドロップ無償チケットにつき、当該チケットに定められた有効期限その他の利用条件に従って、利用することができます。

第7条 (エアドロップ有償チケットの購入・利用等)

1. エアドロップ有償チケットの購入は、Adam byGMOのユーザーアカウントを保有している利用者に限ります。
2. 利用者は、別に定める金額、単位、上限その他の販売条件に従い、エアドロップ有償チケットを購入することができます。
3. エアドロップ有償チケットの有効期限は、購入日から起算して6ヶ月後の月においてその起算日に相当する日の前日(応当日がない場合はその月の末日)となります。

第8条 (エアドロップ有償チケットの払戻等)

当社は、利用者が購入したエアドロップ有償チケットについて、当該チケットが利用できない等の欠陥がある場合を除き、払戻し又は返金には応じられません。

第9条 (禁止行為)

利用者は、Adam byGMOの利用に関連して、以下の各号に掲げる事項のいずれかに該当する行為、又は該当するおそれがある行為をしてはならないものとします。

- (1) エアドロップチケットを偽造又は変造すること
- (2) 偽造若しくは変造されたエアドロップチケットを取得し、又は偽造若しくは変造されたエアドロップチケットを利用すること
- (3) エアドロップチケットを譲渡、質入れその他の処分をすること

2023年7月18日制定